

2011年3月22日

アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）

## 東北地方太平洋沖地震の被災者の方々に対する契約者貸付の特別取扱いについて

このたびの地震により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社、日本における代表者・社長：外池 徹）は、今回の東北地方太平洋沖地震で被害を受けられた方々を支援するため、下記のとおり  
の対応を実施することといたしました。

### 記

#### 新規契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の減免）

新規の契約者貸付について、以下のお取扱いをさせていただきます。

対象のご契約	災害救助法適用地域（ ）の被災のご契約者のご加入の個人保険・個人年金保険（ただし、がん保険・医療保険等、契約者貸付制度の取扱いのない商品を除く）
金利	年利 1.5%
契約者貸付金額の上限	100万円まで（ただし、解約払戻金の一定割合以内）
特別金利適用期間	2011年12月31日まで
受付期間	2011年6月30日まで

（ ）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法適用地域。ただし、大量の帰宅困難者が発生したことなどに伴い、災害救助法が適用された東京都を除く。